

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月2日
【発行者名】	モルガン・スタンレー・インベストメント・ マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 康 祥修
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【事務連絡者氏名】	門田 美保子
【電話番号】	03-5424-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・ オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月24日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部について、新たに訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書によりこれを訂正するものです。

## 2【訂正の内容】

下線が付されている箇所は訂正箇所を示します。

### 第一部【証券情報】

#### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

##### <訂正前>

本ファンドは、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）を委託者とし、住友信託銀行株式会社（    ）（以下「受託会社」または「受託者」といいます。）を受託者とする追加型の証券投資信託です。

受益権の当初元本額は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の（11）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

「住友信託銀行株式会社」は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に変更する予定です。

##### <訂正後>

本ファンドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（    ）（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」または「受託者」といいます。）を受託者とする追加型の証券投資信託です。

受益権の当初元本額は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の（11）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社は、平成24年4月1日付で商号を「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社」に変更いたしました。なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社名称を使用しております。

#### （４）【発行（売出）価格】

##### <訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（なお、上記金額には下記（５）に記載する申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれておりません。）

基準価額は、販売会社（下記（８）「申込取扱場所」に記載する販売会社をいいます。）または下記の委託会社の窓口またはホームページにて知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りに換算した金額で表示されることがあります。

「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

##### <訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（なお、上記金額には下記（５）に記載する申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれておりません。）

基準価額は、販売会社（下記（８）「申込取扱場所」に記載する販売会社をいいます。）または下記の委託会社の窓口またはホームページにて知ることができます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りに換算した金額で表示されることがあります。

「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

#### （８）【申込取扱場所】

##### <訂正前>

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、下記委託会社の窓口またはホームページへお問合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

##### <訂正後>

申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)は、下記委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：[www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

## 第二部【ファンド情報】

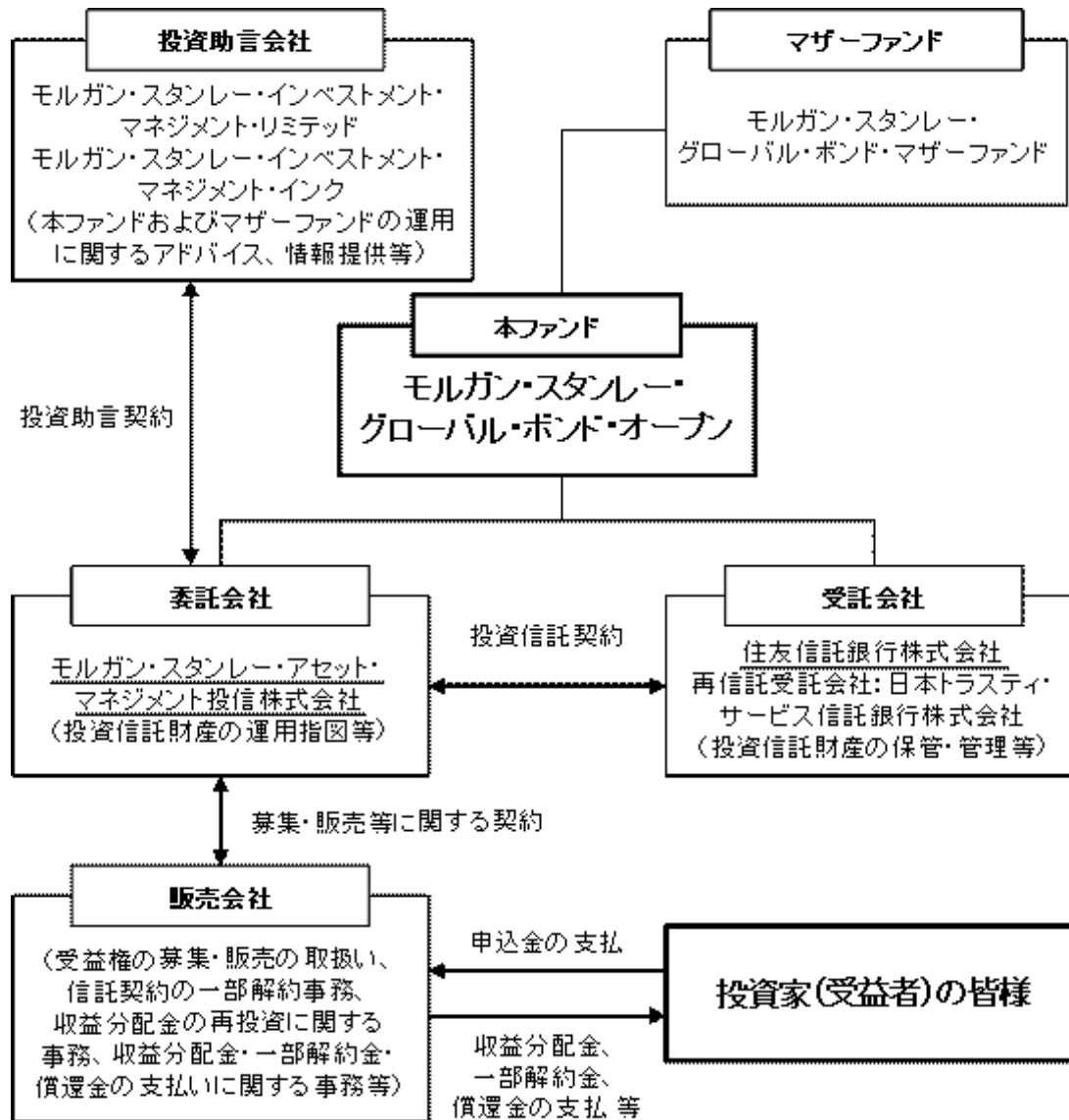
### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

<訂正前>



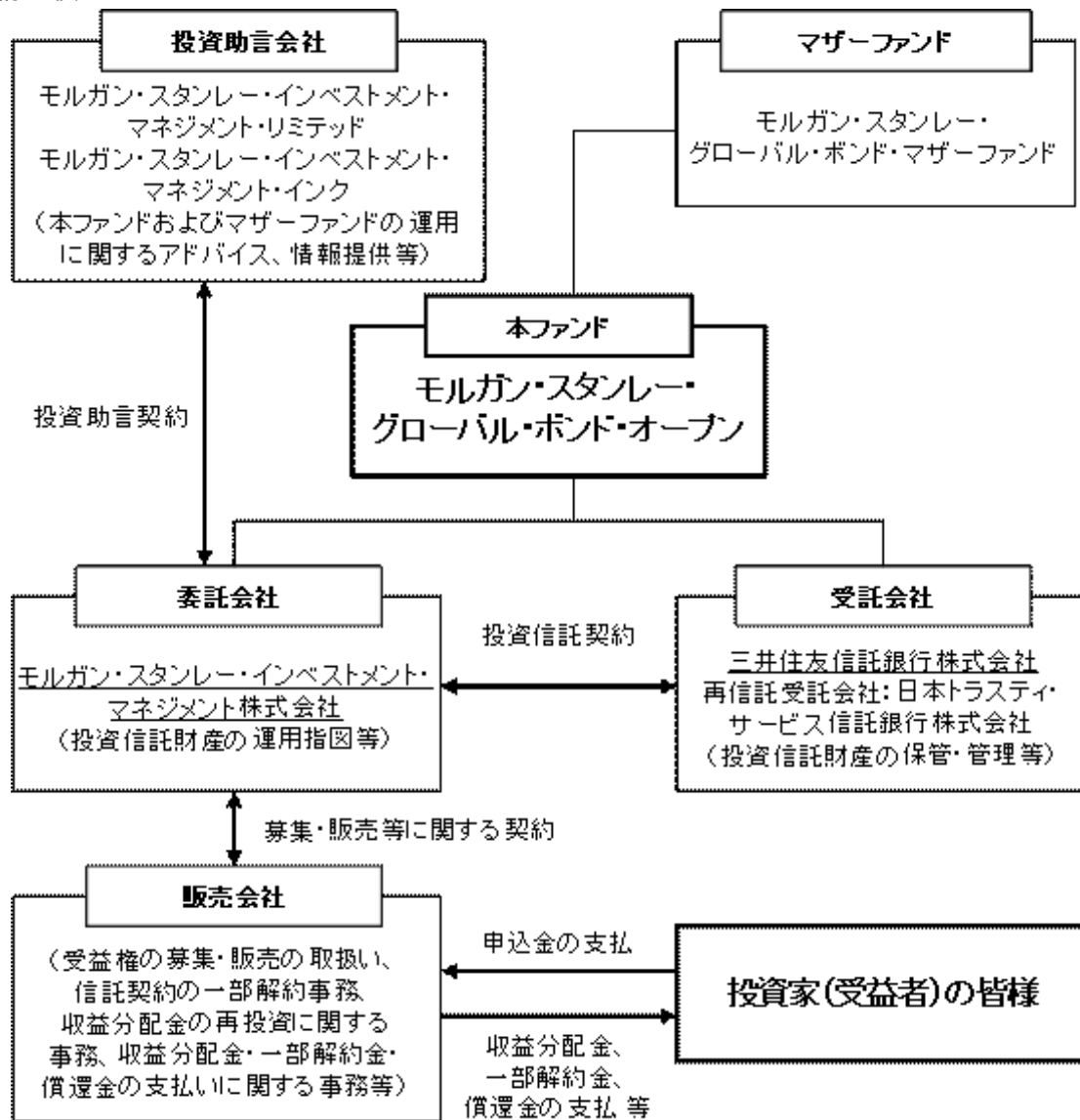
「住友信託銀行株式会社」は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。

募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。

投資助言契約は、本ファンド及びマザーファンドの運用に関するアドバイスおよび情報提供の内容・範囲等について規定しています。

&lt;訂正後&gt;



投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。

募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。

投資助言契約は、本ファンド及びマザーファンドの運用に関するアドバイスおよび情報提供の内容・範囲等について規定しています。

#### 委託会社等の概況

&lt;訂正前&gt;

- ・名称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
- ・資本金の額：9億9,000万円（平成23年12月末日現在）
- ・会社の沿革
  - 昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社が設立
  - 昭和62年3月31日 投資顧問業登録
  - 昭和62年9月9日 投資一任業務認可
  - 平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
  - 平成7年9月14日 投資信託委託業務の免許取得
  - 平成22年7月5日 事業の一部をインベスコ投信投資顧問株式会社に譲渡

## ・大株主の状況(平成23年12月末日現在)

名称:モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社

住所:東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー

所有株式数:4,502株

発行済株式数に対する所有株式数の比率:100.0%

## &lt;訂正後&gt;

・名称:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

・資本金の額:9億9,000万円(平成23年12月末日現在)

## ・会社の沿革

昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社が設立

昭和62年3月31日 投資顧問業登録

昭和62年9月9日 投資一任業務認可

平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成7年9月14日 投資信託委託業務の免許取得

平成22年7月5日 事業の一部をインベスコ投信投資顧問株式会社に譲渡

平成24年4月1日 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を  
更

## ・大株主の状況(平成23年12月末日現在)

名称:モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社

住所:東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー

所有株式数:4,502株

発行済株式数に対する所有株式数の比率:100.0%

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

運用の指図範囲等

&lt;訂正前&gt;

- ・委託会社は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社（ ）を受託者として締結された親投資信託であるモルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第19条第1項）

（略）

「住友信託銀行株式会社」は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

&lt;訂正後&gt;

- ・委託会社は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるモルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第19条第1項）

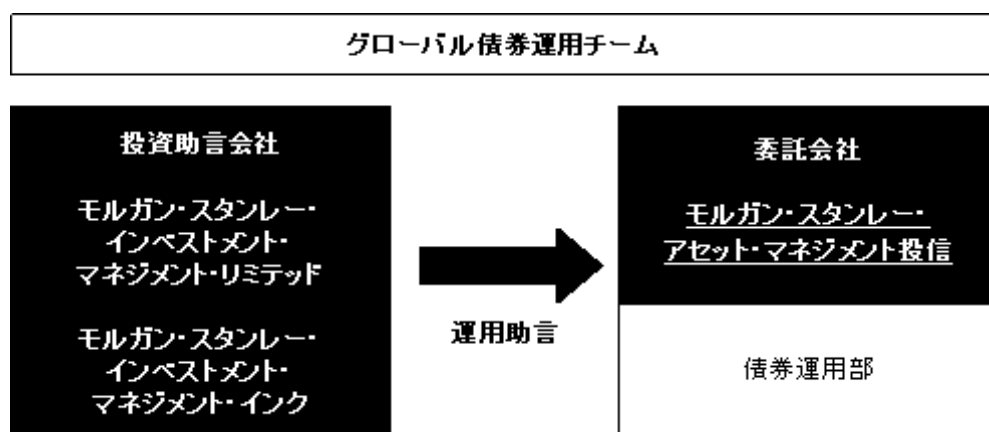
（略）

## (3)【運用体制】

## ・運用体制の特徴

&lt;訂正前&gt;

ファンドの運用にあたっては、委託会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（投資助言会社）からマザーファンドおよび当ファンドの運用に係るアドバイスおよび情報提供を受けます。

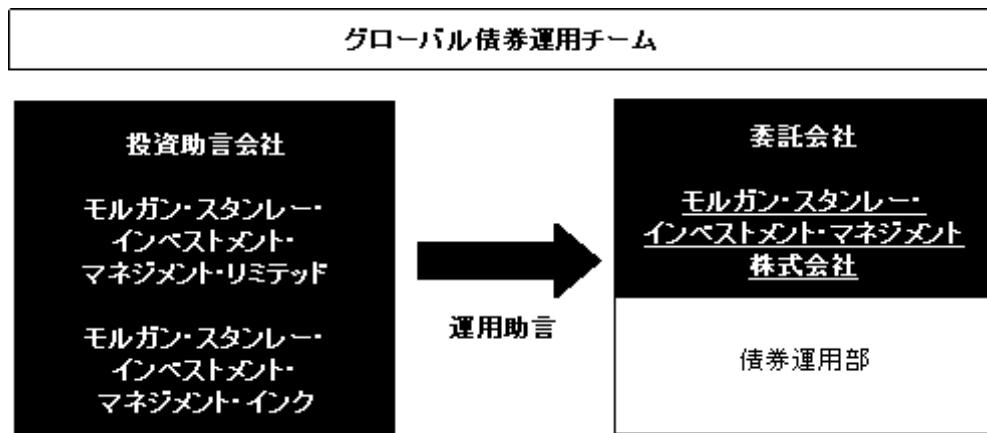


（略）



<訂正後>

ファンドの運用にあたっては、委託会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（投資助言会社）からマザーファンドおよび当ファンドの運用に係るアドバイスおよび情報提供を受けます。



(略)

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

<訂正後>

(4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

### 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(3) 解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

<訂正後>

(3) 解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-5424-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確

保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

###### (1) 受託会社

###### < 訂正前 >

名称

住友信託銀行株式会社

ただし、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

資本金の額

平成23年9月末日現在の資本金の額は342,037百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

###### < 訂正後 >

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成23年9月末日現在の資本金の額は342,037百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

&lt;訂正前&gt;

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
<u>住友信託銀行株式会社</u> <u>(注1)(注2)</u>	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社 <u>(注1)</u>	7,196百万円 (平成23年6月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社 <u>(注1)</u>	2,850百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	126,149百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
株式会社中国銀行 <u>(注1)</u>	15,149百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円 (平成23年6月30日現在)	

特に注記のない販売会社の資本金の額は平成23年9月末日現在

(注1)募集の取扱い・販売は行いませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

(注2)関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

(略)

&lt;訂正後&gt;

名称	資本金の額( )	事業の内容
<u>三井住友信託銀行株式会社</u> (注)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社(注)	7,196百万円 (平成23年6月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社(注)	2,850百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	126,149百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
株式会社中国銀行(注)	15,149百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円 (平成23年6月30日現在)	

特に注記のない販売会社の資本金の額は平成23年9月末日現在

(注)募集の取扱い・販売は行いませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

(略)